

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法学部	身分	教授
氏名	松原光宏		
NAME	MITSUHIRO MATSUBARA		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記の通りご報告致します。

1. 研究課題

(和文) 感染症パンデミックと公法問題

(英文) Covid-19 pandemic and public law issues

2. 研究期間

2022年度 ~ 2023年度

3. 研究の概要 (背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度)

(和文)「研究状況報告書」に記した通り、感染症の国際的流行に由来する公法問題として、当初の研究計画に記した、①「ロックダウン」、とりわけ外出制限を中心とする基本権規制をめぐる問題については、既に研究成果の公表を行った(拙稿「感染症パンデミックと公法上の重要問題—「ロックダウン」規制について(1)~(3・完)」自治研究99巻2-4号(2023))。外出制限の合憲性を争った事件として知られる、ドイツ連邦憲法裁判所の決定(2021年秋)については、ドイツ憲法判例研究会にて報告(2023年1月・慶應義塾大学)を行い、既にその成果についても公表した(「ドイツ憲法判例研究(266)」自治研究99巻7号(2023))。ロックダウン規制の本質として、「一律性」が明らかにされたところである。この他、②~⑤に記した問題のうち、④国家と法の基本的な関係については、ドイツの学術雑誌(*Mitsuihiro Matsubara, Staat und Verfassung*, in: *JöR* 2023, S. 187-207)、及び、亘理格教授古稀記念論文集・法学新報130巻7=8号(2024)(拙稿「憲法概念としての政治的中立性」)にて公表したほか、井上典之他編・棟居快行教授古稀記念祝賀論集(信山社・2024)への寄稿を予定している。

(英文) I have already published the results of my research on (1) "lockdown," especially the issue of basic rights regulations themed on curfew restrictions, as a public law issue arising from the international pandemic of infectious diseases. The "comprehensive" has just been clarified as key-concept or the essence of the "look-down" regulation.